

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

J R 東京西駅ビル開発株式会社 甲府店
(セレオ甲府)

【3密の回避】

1. 換気設備の設備等（「密閉」の回避）

当施設は、ビル管理法の対象施設であるため、法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされており、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。

(1) 空気環境の調整に関する基準

- ・ 2 か月に 1 度、空気環境測定を行い適合判断する。

(2) 換気設備の清掃、設備などの維持管理

- ・ 1 ヶ月ごとに空調設備保守点検とフィルター清掃・取替を実施する。
(年 12 回) (中性能フィルターは年 1 回交換)
- ・ 日々の点検にて各機械室等の空調・給排気設備点検を実施する。(異音、振動、電流値確認等)
- ・ 3 ヶ月ごとに空調機・外調機の点検、排風機点検を実施する。(年 4 回)

(3) 「3密の回避」として、1階出入口 2ヶ所、2階出入口 2ヶ所の合計 4ヶ所を営業中に館内の室温や混雑状況を見ながら開放する。

2. 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

(1) 「お客様同士がマスク着用で 1 m・着用なしの場合は 2 m 距離をお取りください。」と表示したソーシャルディスタンスの協力お願いポスターを館内入口、エスカレーター脇に掲示する。また、1日 30分おきに館内放送で、啓発を呼び掛ける。

(2) エレベーター内にソーシャルディスタンスマークを設置し、お客様同士の距離を取る。

(3) 物販の多客ショップについては、店内の混雑を緩和するためお客様の滞留定数を設定し、定数の来店客数になった場合は、入店制限を実施する。(入口に「入店制限の告知掲示」)

1階 成城石井（食品）〈20名〉・ファミリーマート（コンビニ）
〈20名〉

2階 ヴイドフランス（パン・売場）〈20名〉・甲斐の味くらべ（土産）
〈25名〉

3階 マツモトキヨシ（ドラッグ）〈20名〉

4階 改造社書店（書籍）〈40名〉

- (4)2階の弁当・惣菜の食品ショップは、パーテーションやソーシャルディスタンスマークの設置によりにより導線が交錯しないようにするとともに、1回の接客するお客様数を制限し、陳列ケース前にお客様が密集しないようにする。
- (5)多くのお客様の集客を目的にしたイベントやタイムセールは当面の間、原則中止とする。
- (6)従業員ロッカーは、ローテーション勤務のため集中しないが、3密にならないように男子6名・女子10名の入場制限と換気を行う。

3.人と人の距離の確保（「密接」の回避）

- (1) レストラン・カフェにおいては、席の配置が決まっている場合は、従来のテーブル、椅子を一部撤去し、座席を一つ置きにし、テーブルの正面に座らないなどレイアウトを変更し、密接を回避する。
- (2) 2階の弁当・惣菜の食品ショップは、パーテーションやソーシャルディスタンスマークの設置によりにより導線が交錯しないようにするとともに、1回の接客するお客様数を制限し、陳列ケース前にお客様が密集しないようにする。
- (3)お客様が長時間滞在しないように、また近距離での会話や発声をご遠慮いただく案内を館内各入口に表示し、1日30分おきに館内放送をする。

【その他の感染防止対策】

1.マスクの着用

- (1)従業員や業者を含む外部入館者のマスク着用を徹底し、従業員や業者専用の入口の防災センターでマスク未着用者については入館を拒否する。
- (2)お客様にはマスク着用の周知とお願い、「マスクを着用しないお客様には入館をお断りすることもございます」と館内各入口・自由通路に表示を掲出し告知する。

2.手洗いと手指消毒

- (1)店舗の全ての客用入口（4ヶ所）に手指用消毒液を設置し、お客様に使用を促すため館内各入口・自由通路に案内を設置するとともに館内放送を実施する。
- (2)従業員には、手洗いと手指消毒を徹底する。手指消毒液は従業員休憩

室前と防災センターに設置する。外部入館者も防災センターでの手指消毒を徹底する。

3.体調チェック

- (1)従業員は出勤前に自宅で検温をし、始業前に検温の結果と体調を報告する。清掃従業員は出勤時に検温を行い記録する。
- (2)従業員で発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は出勤を停止し自宅待機とする。
- (3)お客様には発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状があれば入館しないように館内各入口に案内を掲出するとともに館内放送で呼びかける。
- (4)入館客が多い時間帯の店内巡回を強化し、入館客の多い入口でマスクの未着用や体調不良の方の入館をご遠慮いただくようお声掛けをする。

4.お客様への告知方法

- (1)お客様への感染防止対策の告知や周知の方法は、館内にお客様にわかりやすいピクトグラムのポスターや掲示物を掲出し館内放送をする。また、南側壁面の大型ビジョンを使って甲府駅南口の通行人に呼びかける。

5.トイレの衛生管理

- (1)不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄センサー・レバー等）は毎日下記のとおり清掃を行う。
 - ・客用（2階～5階）便座、操作パネル、洗浄センサー・レバーを1日4回清拭消毒を行う。（9:00、11:00、15:00、18:00）
 - ・多機能トイレ（2・3階）便座、操作パネル、洗浄センサー、出入口ボタン、手摺を1日4回清拭消毒を行う。（9:00、11:00、15:00、18:00）
 - ・従業員用（1・3・5・6階）便座、操作パネル、洗浄レバー等を1日4回清拭消毒を行う。（9:00、11:00、15:00、18:00）
- (2)ハンドドライヤー（ジェットタオル）の使用を停止する。
お客様・従業員に手洗いと手拭きを行うようトイレ内に表示をする。

6.休憩スペースのリスク軽減

＜従業員用休憩スペース＞

- (1)一度に休憩する人数を減らすため時差休憩を実施する。
- (2)予約を停止しているバンケットルームを休憩室として使用する。
- (3)テーブルや椅子を対面にならないように配置する。

(4)利用者がテーブルを消毒するため、消毒液を設置する。

(5)休憩室の窓やドアを解放し換気を常時行う。

＜客用休憩スペース＞

(1)客用休憩スペースの椅子は撤去または一人置きとなるよう間引く。

(2)共有する物品（椅子・ゴミ箱）は1日2回消毒を行う。

7.喫煙スペースの使用制限

(1)喫煙室は客用1ヶ所と従業員用1ヶ所あり、3密にならないように6名の入場制限の表示を入口に掲出するとともに、店内巡回を行う。

8.清掃・消毒

(1)他人と共有する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に下記の通り清拭消毒する。

- ・エレベーター（客用、従業員用）停止階及び開閉ボタンを1日2回清拭消毒を行う。（11:00、15:00）

- ・エスカレーター（客用2台）ベルトを1日2回清拭消毒する。（9:00、15:00）

- ・3ヶ所の非常階段のドアノブを1日2回清拭消毒する。（11:00、15:00）

- ・1・2階出入口のドアノブを1日2回清拭消毒する。（8:00、15:00）

- ・客用、従業員用喫煙室を1日2回清拭消毒する。（8:00、15:00）

- ・各フロアの手摺（螺旋階段含む）を1日2回清拭消毒する。（9:00、17:00）

- ・従業員用…食事室・休養室、更衣室の複数の人が触れる場所のテーブルやドアノブを1日2回清拭消毒する。（8:00、15:00）

(2)ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹸で手を洗う。

(3)使用したマスク、手袋はビニール袋に密閉して捨てる。

(4)鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。

(5)セレオ市場のカゴとカートは使用するお客様に消毒をしてもらうための消毒液とペーパータオルを設置する。

(6)コイントレイは使用後適時消毒をする。

【施設ごとの注意点等】

1.特に大型規模集客施設における注意点

(1)全館（全ショップ）での取組み

① ショップスタッフは、全員マスクを着用し接客する。

② コイントレイを全ショップに設置し、手から手への現金・

カードの受け渡しを禁止し、コイントレイの消毒を行う。

- ③ レジ前に飛沫飛散防止シートを設置する。
- ④ レジ前にマスク着用で1mの距離を取るようソーシャルディスタンスマークを設置する。

(2) 業種ごとの取組み

(ア)食料品ショップ（生鮮・惣菜・弁当・菓子）

- ① スタッフは、ビニール手袋を着用し、商品をお渡しする。
- ② 弁当、惣菜などパック商品コーナーには、「手を触れないように。」POPを掲示し、極力、商品に手を触れないように注意喚起する。
- ③ 試食販売については当分の間、中止とする。
- ④ ケース販売ショップは、お客様が密集しないように、パーテーションとソーシャルディスタンスマークで間隔をあける。

(イ)飲食ショップ・カフェ・ベーカリー・イートイン

- ① 飲食・カフェ・ベーカリー・イートインショップは、対面→横並びを推奨するため席数を間引きする。
- ② 中華、寿司店などは、当面の間、大皿の取り分けメニューは中止とする。
- ③ カフェショップは、注文に並ぶ際は、ソーシャルディスタンスマークを設置し、お客様の間隔をあけるようにする。
- ④ カフェショップは、ビニール手袋を着用し、商品をお渡しする。

(ウ)サービス（マッサージ・美容・エステ）

- ① お客様に使用するタオルは、再利用はせずに1回ごとに交換する。
- ② マッサージは、お客様が触れたベッドや器具は、お客様の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ③ 美容院・エステについては、ドリンクサービスを停止する。
- ④ 美容院は、毛払いブラシは当面の間中止とする。
- ⑤ エステは、お客様が触れたベッドや器具は、お客様入替のタイミングで消毒を行う。

(エ)上記以外のショップ（ファッション・雑貨・身の回り品）

- ① 多客ショップは、レジ前にソーシャルディスタンスマークを設置し、マスク着用で1mの間隔をあける。
- ② ファッション、雑貨、身の回り品ショップは、お客様との

会話時は、極力間隔をあけることとし、接客は、正面を避けて、側面からするように心掛ける。

- ③ 化粧品ショップでは、お客様に触れるメイクの実演は、当面の間中止とする。

2.チェックリストの作成・確認

- (1)各ショップにガイドラインを配布し、スタッフ全員に感染拡大予防を理解させ対策を実施する。
- (2)ガイドラインに沿ってチェックリストを作成し、施設側の社員が毎日点検を行い、その結果を週に1回程度山梨県の担当部署に報告する。
- (3)社員が日々店内巡回を行う際、各ショップがガイドラインを遵守して営業しているか、施設の管理がガイドラインとおりに行われているかチェックする。